

# 野木町 人口ビジョン・第2期総合戦略

野 木 町





## □■ 目 次 ■□

第1章 人口ビジョン.....	1
序説 人口ビジョンの策定にあたって.....	2
1 目的.....	2
2 構成.....	2
3 人口ビジョンの対象期間.....	2
第1節 数字で見る野木町.....	3
1 人口の推移と将来推計.....	3
2 年齢3区分別人口の推移.....	4
3 人口ピラミッドの推移.....	5
第2節 野木町の将来人口の推計.....	7
1 人口推計.....	7
2 人口の将来展望.....	8
第2章 第2期総合戦略.....	13
第1節 第2期野木町総合戦略の策定にあたって.....	14
1 目的.....	14
2 計画期間.....	14
3 構成.....	15
4 策定体制.....	16
5 PDCAサイクル.....	16
第2節 第2期野木町総合戦略.....	17
1 第2期野木町総合戦略の構成.....	17
2 横断的目標.....	18
3 基本目標・基本的方向及び取組内容.....	19
【基本目標1】稼ぐ地域をつくり、安心して働けるようにする.....	19
【基本目標2】人を呼び込み、新しいひとの流れをつくる.....	22
【基本目標3】結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる.....	26
【基本目標4】ひとが集い、安心して暮らすことができる地域をつくる.....	29
資料編.....	33
Society5.0とは.....	34
SDGsとは.....	35
重要業績評価指標（KPI）一覧.....	36
第2期野木町総合戦略策定経緯.....	39
野木町総合戦略会議.....	40
1 野木町総合戦略会議設置要綱.....	40
2 野木町総合戦略会議委員名簿.....	41
野木町総合戦略推進本部.....	42
野木町総合戦略推進本部設置要綱.....	42



# 第1章 人口ビジョン

## 第1章 人口ビジョン

---

## 序節 人口ビジョンの策定にあたって

### 1 目的

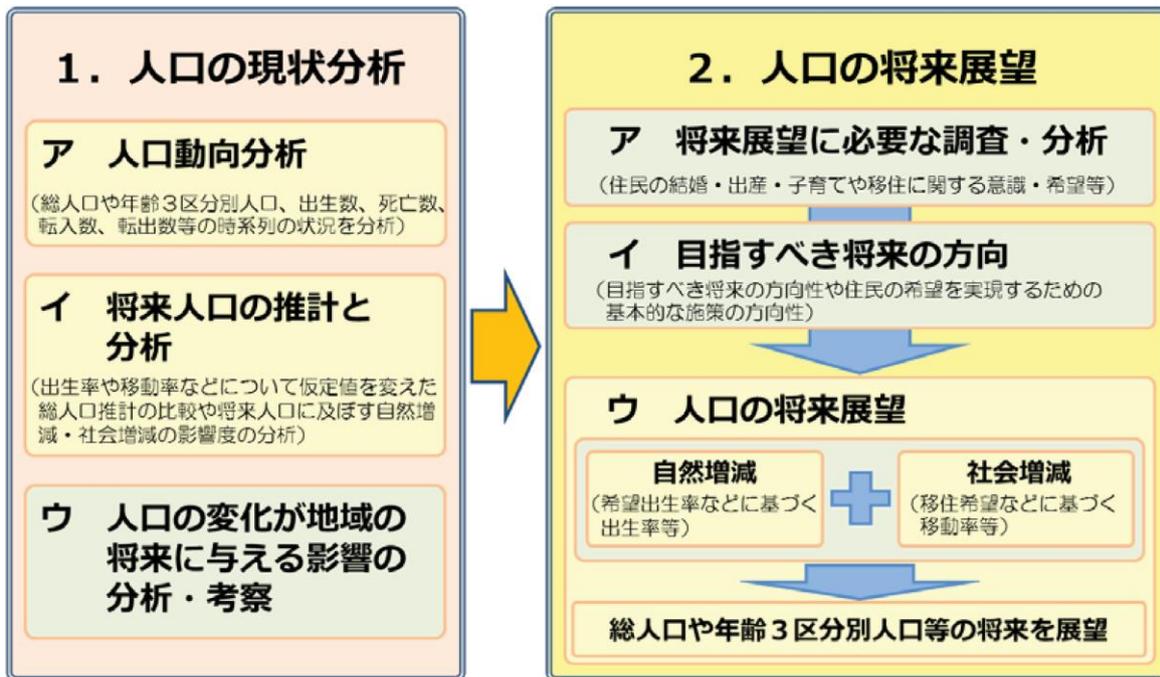
日本の人口は2008年をピークに急速に減少し、少子高齢化社会への進展が加速している。人口減少の大きな要因は出生数の減少であるが、特に地方の人口減少は、東京など大都市圏への人口の流出が大きな要因となっている。こうした人口減少は消費や経済力の低下を招き、今後の社会経済や国民の暮らしに大きな影響を及ぼすものとなる。

そこで、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」が制定された。

本町においてもこれを受け、人口の現状を分析するとともに、今後目指すべき方向を示す「野木町人口ビジョン」を策定する。

### 2 構成

図 地方人口ビジョンの全体構成



資料：地方人口ビジョンの策定のための手引き

### 3 人口ビジョンの対象期間

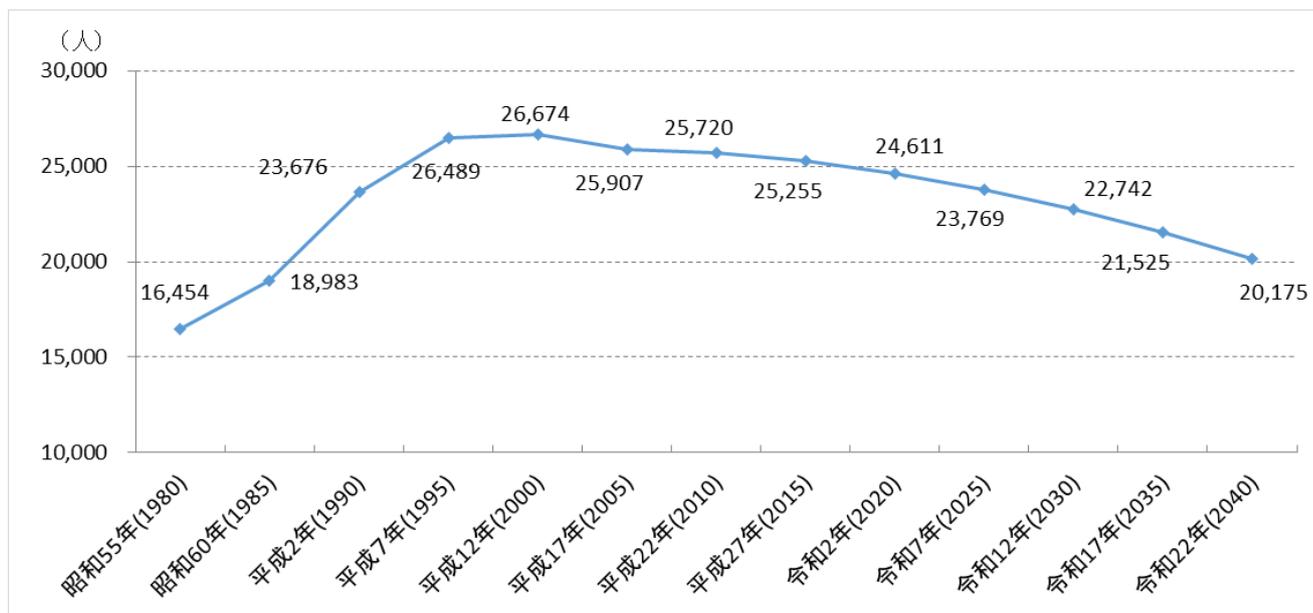
野木町人口ビジョンの対象期間は、30年後の令和27（2045）年とする。

## 第1節 数字でみる野木町

### 1 人口の推移と将来推計

本町の人口は、平成22年(2010)10月に行われた国勢調査では25,720人となっています。なお、国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計によれば、令和12年(2030)には22,742人、令和22年(2040)には20,175人まで減少するとされています。

図 野木町の人口の推移と将来推計

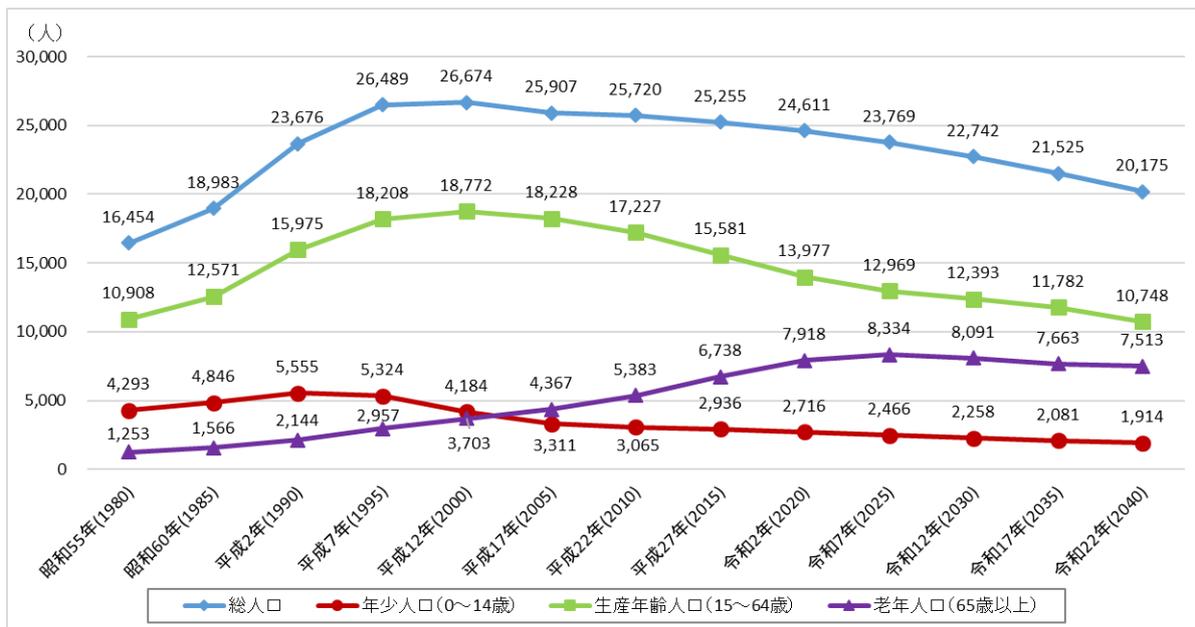


資料：平成22年(2010)までは国勢調査、平成27年(2015)以降は国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計

## 2 年齢3区分別人口の推移

本町の年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）は平成12年（2000）の18,772人をピークに減少傾向に転じています。また、平成17年（2005）からは老年人口（65歳以上）と年少人口（0～14歳）の逆転が始まっています。

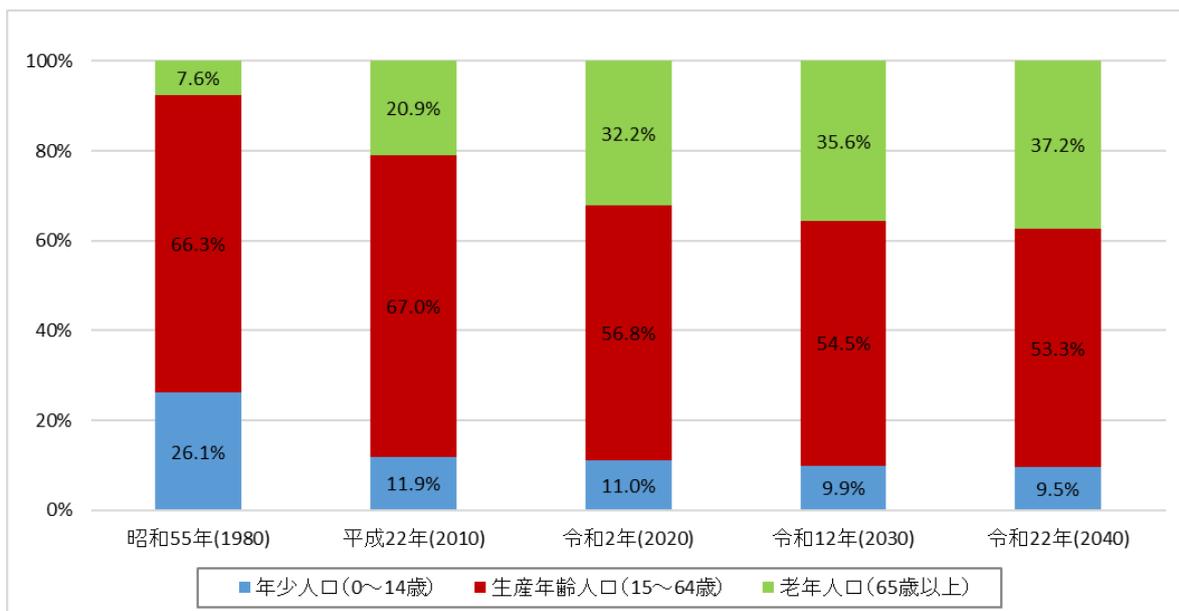
図 野木町の年齢3区分別人口の推移



資料：平成22年（2010）までは国勢調査、平成27年（2015）以降は国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計

※総人口は、年齢不詳人口を含んでいるため、総人口と一致しない場合がある。

図 野木町の年齢3区分別人口割合の推移

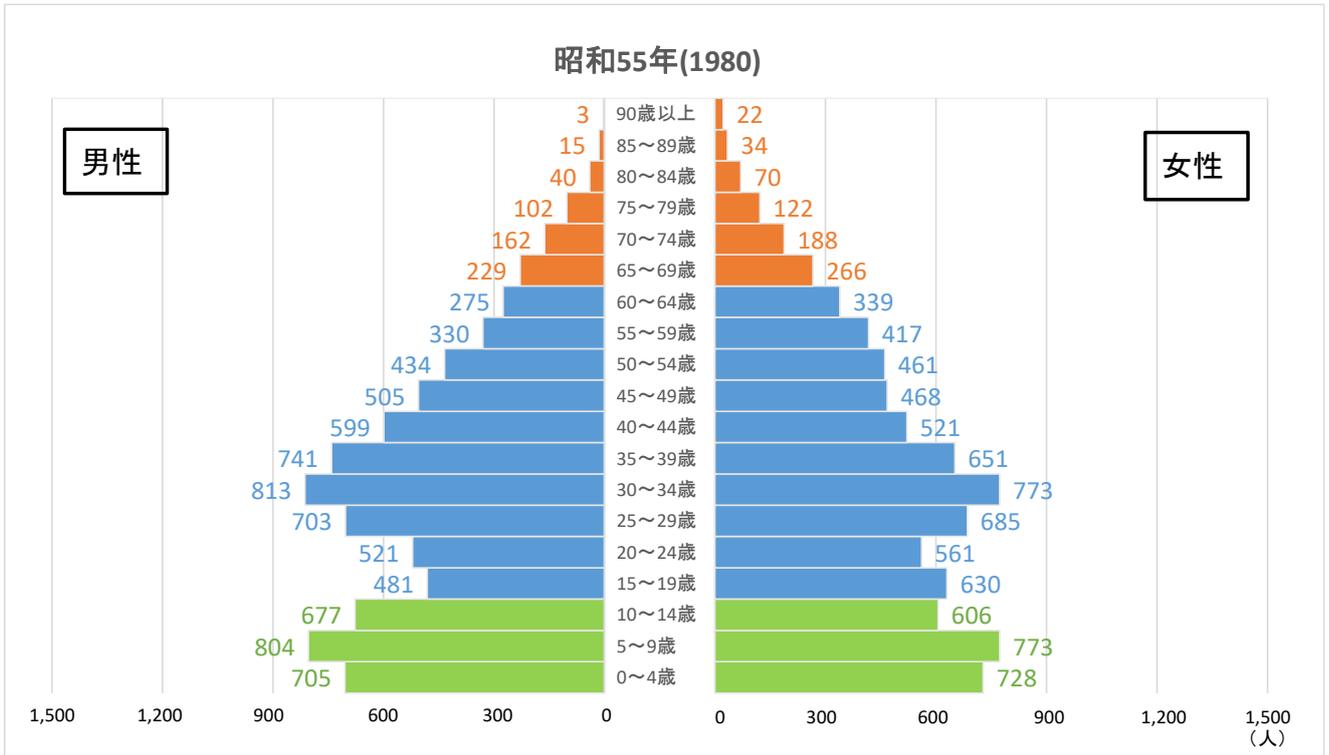


資料：平成22年（2010）までは国勢調査、平成27年（2015）以降は国立社会保障・人口問題研究所に準拠した推計

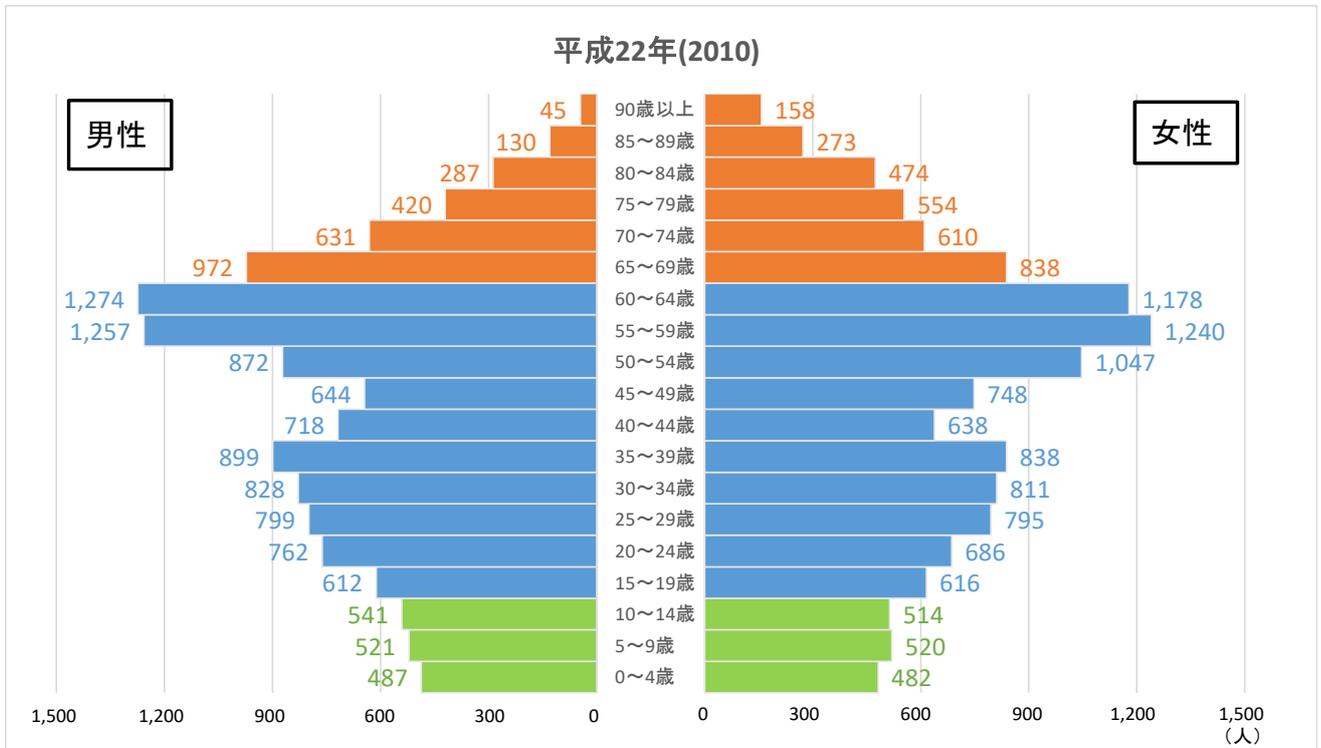
※年齢別人口比率は、分母に年齢不詳も含んでいるため、数値の合計が100%にならない場合がある。

### 3 人口ピラミッドの推移

(単位：人)

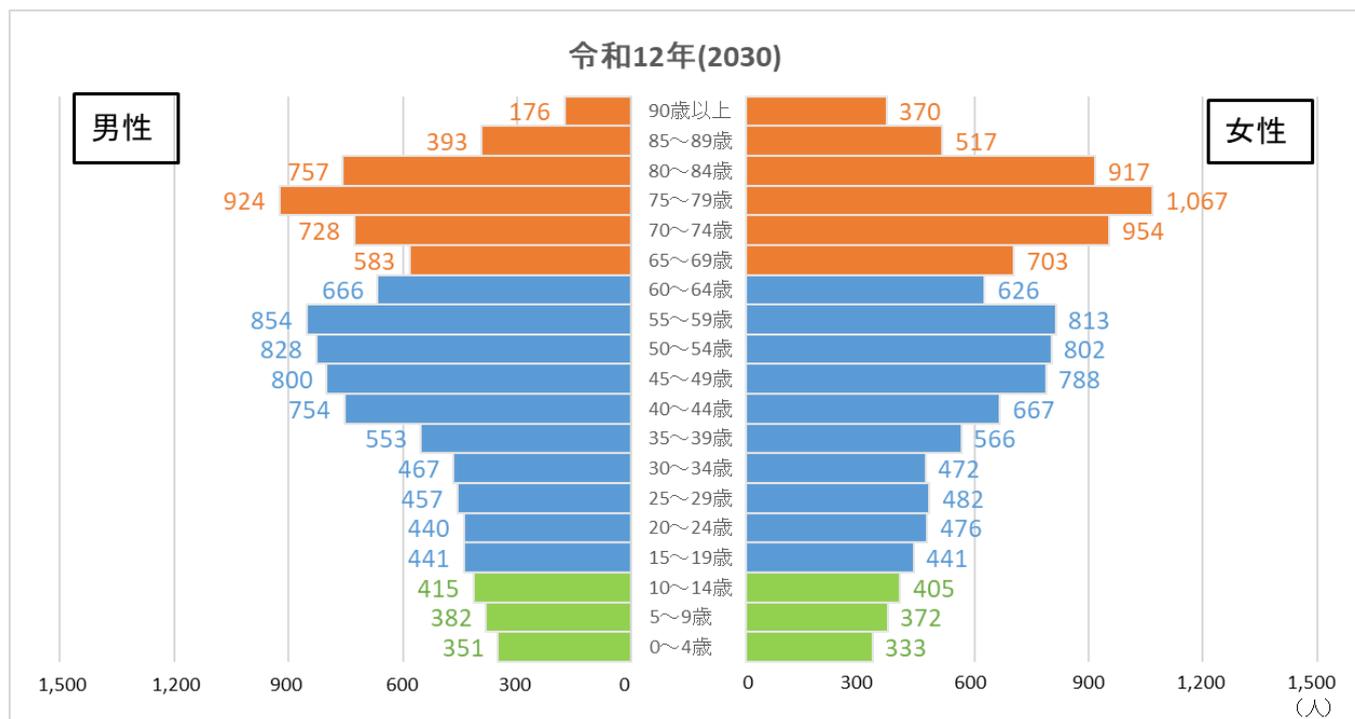


(単位：人)

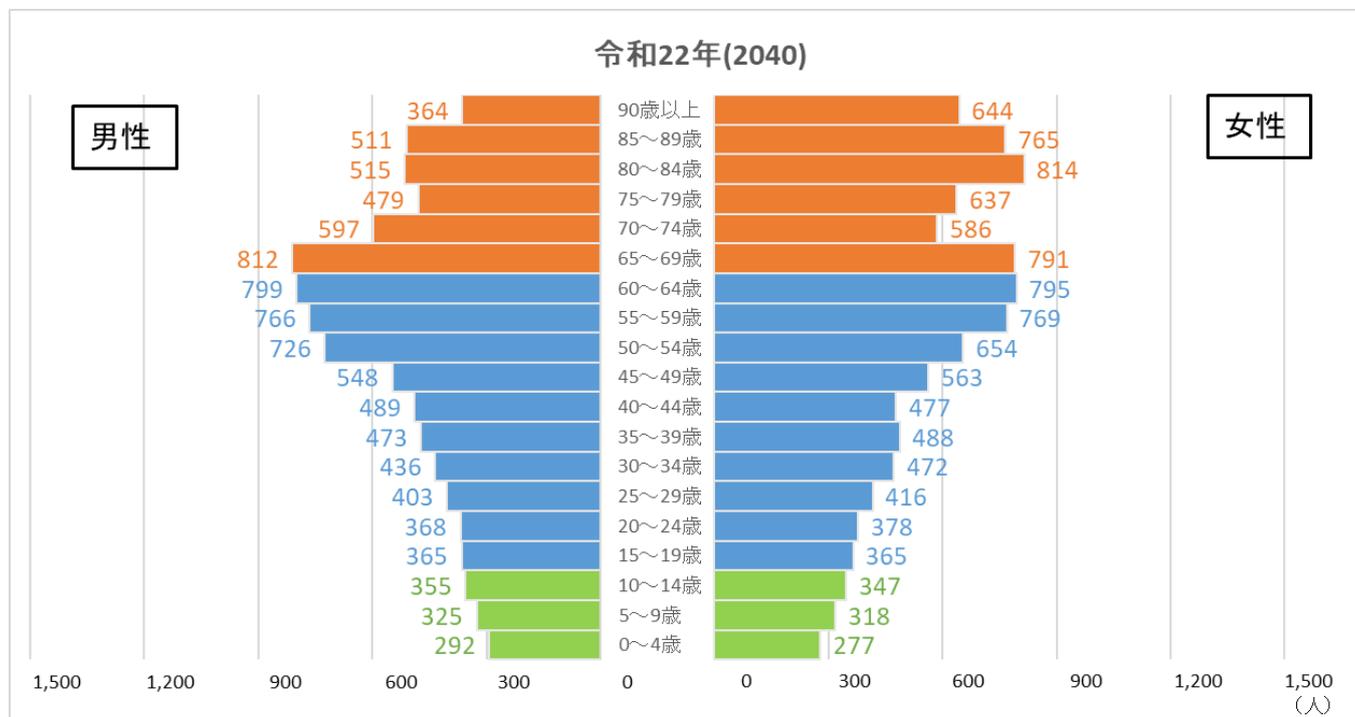


※年齢別人口は、年齢不詳人口を県の人口比率に従い算出しているため、国勢調査の総人口 25,720 人と一致しない。

(単位：人)



(単位：人)



資料：平成22年(2010)以降は国立社会保障・人口問題研究所に準拠した人口

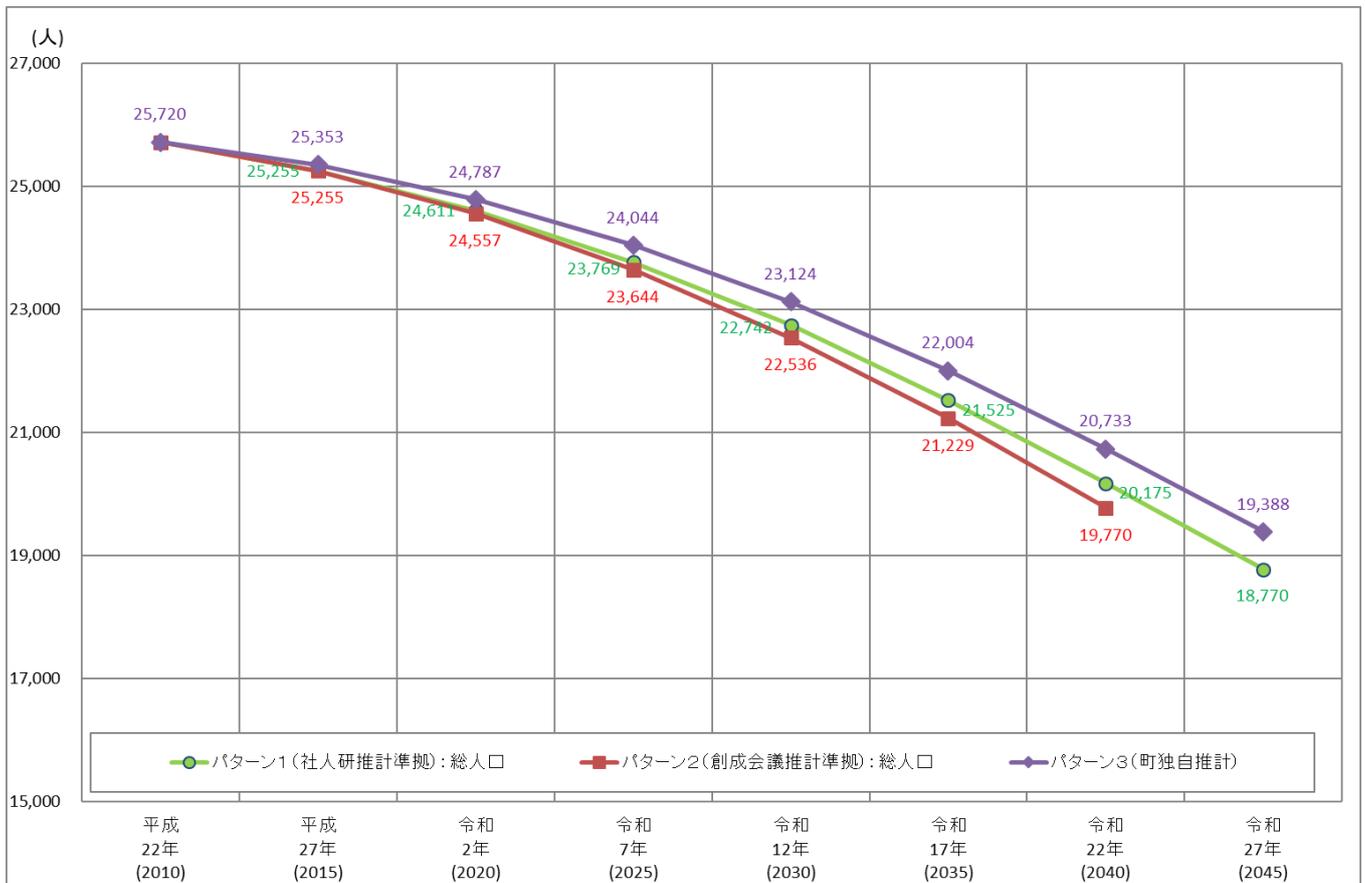
## 第2節 野木町の将来人口の推計

### 1 人口推計

「国立社会保障・人口問題研究所」と「日本創成会議」による本町の人口推計をみると、令和22年(2040)の人口は社人研推計準拠(パターン1)では20,175人、創成会議推計準拠(パターン2)では19,770人となっており、約400人の差が生じています

また、合計特殊出生率を現状維持、人口移動が均衡すると仮定した町独自推計(パターン3)では、令和12年(2030)で23,124人、令和27年(2045)で19,388人となっています。

図表 国立社会保障・人口問題研究所、創成会議、町独自による人口推計の比較



(単位:人)

	平成22年(2010)	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	令和27年(2045)
パターン1(社人研推計準拠)	25,720	25,255	24,611	23,769	22,742	21,525	20,175	18,770
パターン2(創成会議推計準拠)	25,720	25,255	24,557	23,644	22,536	21,229	19,770	-
パターン3(町独自推計)	25,720	25,353	24,787	24,044	23,124	22,004	20,733	19,388

## 2 人口の将来展望

### (1) 将来展望の検討

国及び県の人口ビジョン、並びにこれまでの推計や分析、「キラリのぎプラン」や各種施策等を考慮し、本町が将来目指すべき将来人口規模を展望します。そのため、人口の将来推計の算出に必要な合計特殊出生率と社会増減人口について、各種計画・施策等を参考に仮定値を8つのパターンに分類し、検討します。検討パターンは以下の表に示します。

表 国及び県の人口ビジョンにおける合計特殊出生率の仮定値

	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
国の長期ビジョン	1.8	2.07
栃木県版「人口ビジョン」	1.9	2.07

表 将来展望のパターン別推計値（仮定値の詳細）

パターン	令和27年 推計人口 (人)	パターン設定の考え方	合計特殊出生率		社会増減人口(人)		
			令和 12年 (2030)	令和 27年 (2045)	令和 2年 まで	令和3年 以降5年毎	
						30年計	
1	24,147	社会増減を独自仮定。合計特殊出生率は県の仮定値。	1.9	2.07	+220	+450	2,250
2	24,078	社会増減をパターン1と同様に独自仮定。合計特殊出生率は国の仮定値	1.8	2.07	+220	+450	2,250
3	24,182	合計特殊出生率・社会増減、共に独自仮定	1.5	1.8	+220	+660	3,300
4	23,074	社会増減を独自仮定。合計特殊出生率は県の仮定値	1.9	2.07	+190	+270	1,350
5	21,852	パターン3で用いた合計特殊出生率の仮定値とパターン4の社会増減仮定値	1.5	1.8	+190	+270	1,350
6	21,039	合計特殊出生率は県の仮定値。社会増減は均衡	1.9	2.07	+0	+0	0
7	20,398	20,000人を超える様に社会増減を仮定。合計特殊出生率の仮定値はパターン3	1.5	1.8	+20	+50	250
8	19,388	合計特殊出生率は平成25年の1.33のまま推移すると仮定。社会増減は均衡	1.33	1.33	+0	+0	0

## 1) 合計特殊出生率の展望

合計特殊出生率の仮定値は、人口減少対策の方向に基づき、各種施策を実行することにより、県の人口ビジョンと同様の値を目標値として設定します。

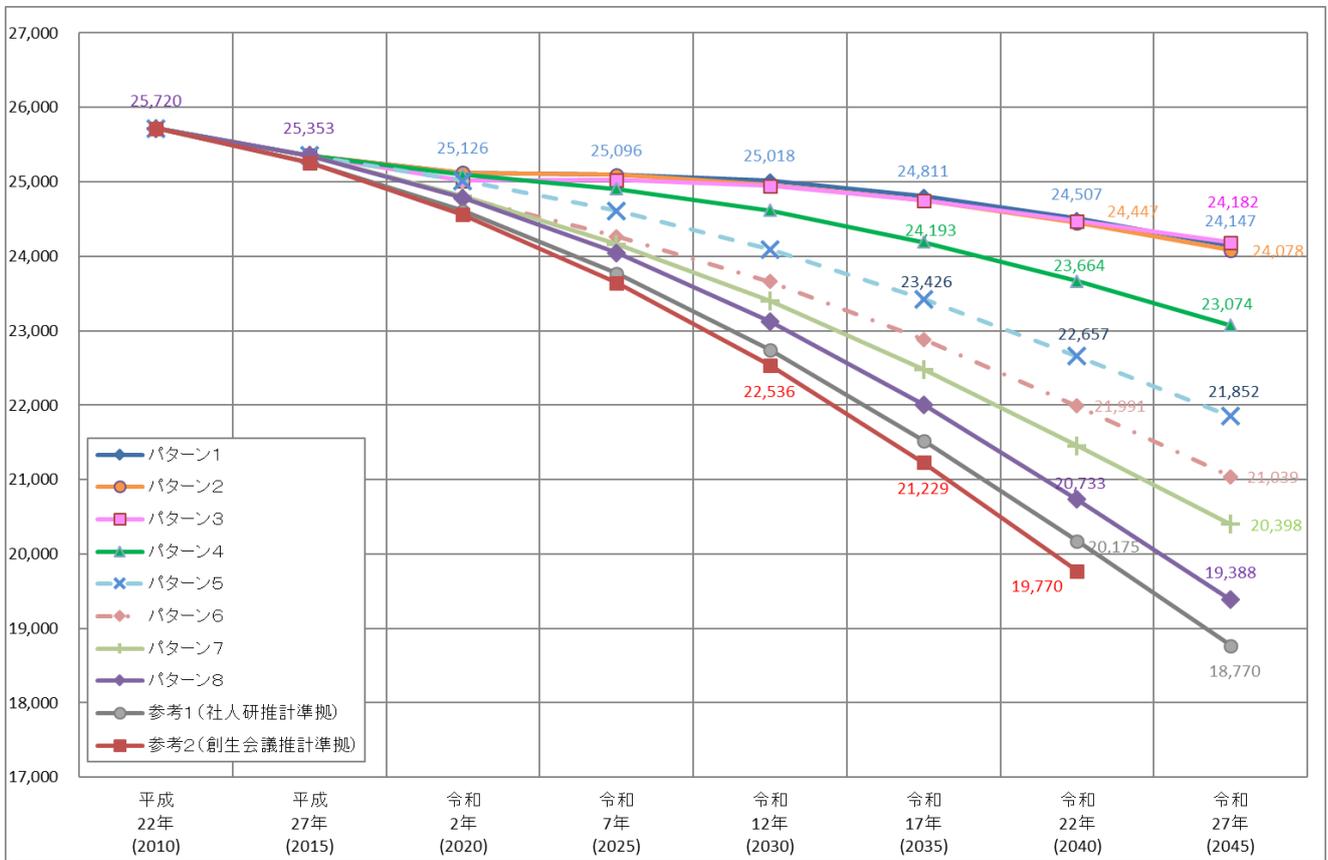
県人口ビジョンの合計特殊出生率仮定値は、令和12年(2030)で1.9、令和22年(2040)で2.07であり、パターン1、4、6で設定しています。

## 2) 社会増人口の展望

近年の転入者・転出者は横ばい傾向にあり、転出先として東京都市圏が多くなっています。国や県の人口ビジョンでも記載のある『東京一極収集』を是正することや、人口減少対策の方向に基づき各種施策を実行することにより、令和2年までは220人の社会増(転入超過)、令和3年以降の5年毎は450人の社会増(転入超過)を目標値として設定します。設定した仮定値のパターンとしては1及び2が該当します。

図 将来展望のパターン別推計値

(単位：人)



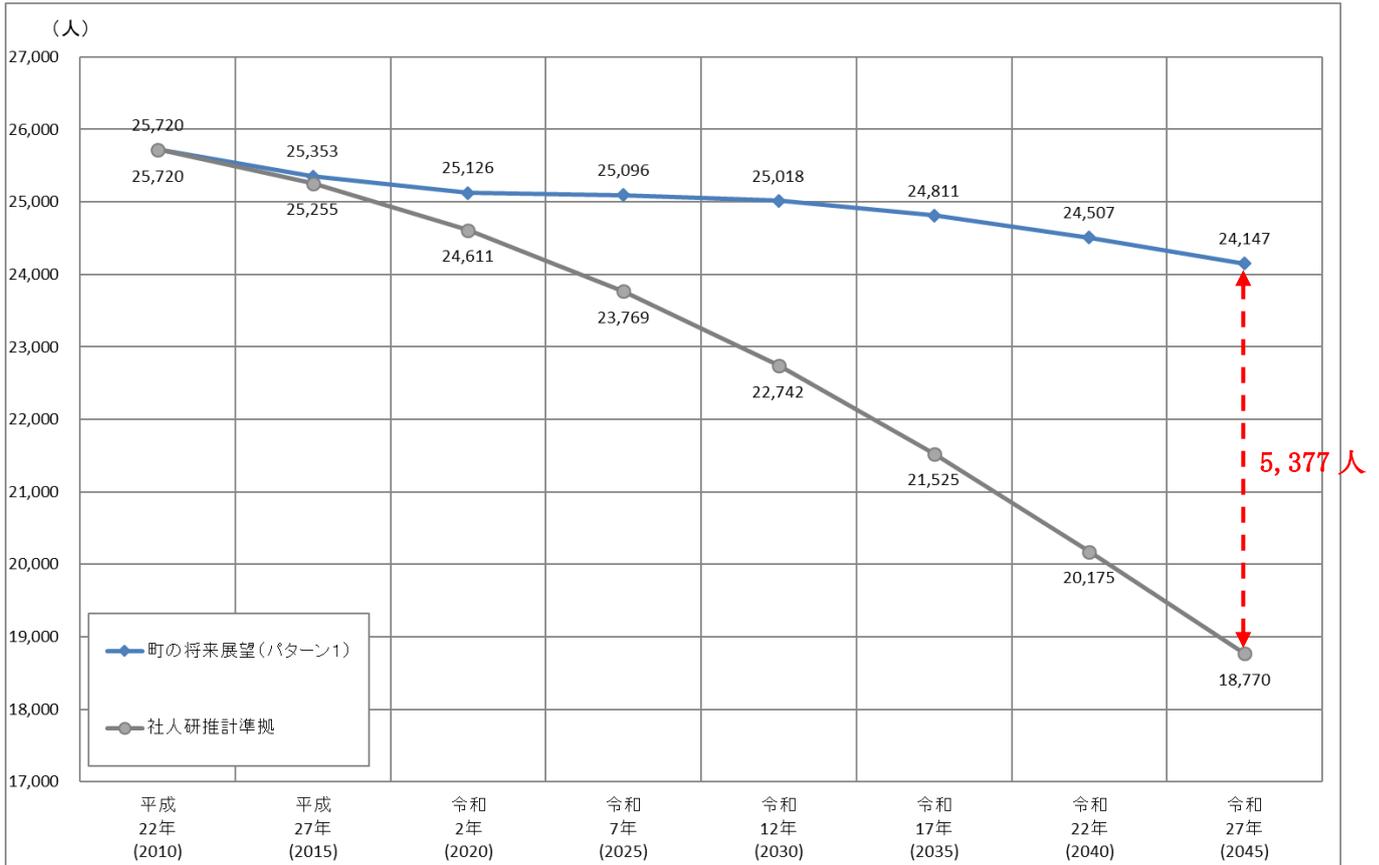
推計パターン	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	令和27年(2045)
1	25,353	25,126	25,096	25,018	24,811	24,507	24,147
2	25,353	25,126	25,096	24,958	24,751	24,447	24,078
3	25,353	25,017	25,025	24,945	24,748	24,471	24,182
4	25,353	25,096	24,904	24,619	24,193	23,664	23,074
5	25,353	25,017	24,610	24,090	23,426	22,657	21,852
6	25,353	24,787	24,263	23,659	22,883	21,991	21,039
7	25,353	24,809	24,164	23,399	22,482	21,456	20,398
8	25,353	24,787	24,044	23,124	22,004	20,733	19,388
参考1	25,255	24,611	23,769	22,742	21,525	20,175	18,770
参考2	25,255	24,557	23,644	22,536	21,229	19,770	-

## (2) 人口の将来展望

合計特殊出生率及び社会増減人口の仮定値の検討結果より、本町の将来展望人口はパターン1と設定します。なお、パターン1の令和12年(2030)の人口は25,018人、令和27年(2045)の人口は24,147人となっています。

合計特殊出生率の向上及び社会増減人口(転入超過人口)の増加を実現することにより、国立社会保障・人口問題研究所の推計値と比較すると、令和27年(2045)時点で5,377人の増加となります。

図表 野木町の将来展望人口



(単位: 人)

		平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)	令和27年(2045)
総人口の展望		25,353	25,126	25,096	25,018	24,811	24,507	24,147
推計に用いた仮定値の展望	合計特殊出生率	1.33	1.5	1.7	1.9	2	2.07	2.07
	社会増人口	0	220	450	450	450	450	450

# ☆令和27(2045)年に24,000人を確保します

参考表 将来展望の年齢5歳階級別内訳

(単位：人)

		平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口の展望		25,353	25,126	25,096	25,018	24,811	24,507	24,147
推計に用いた 仮定値の展望	合計特殊出生率	1.33	1.5	1.7	1.9	2	2.07	2.07
	社会増人口	0	220	450	450	450	450	450
年齢5歳階級別 将来の展望	0～4歳	903	957	1,053	1,141	1,163	1,178	1,157
	5～9歳	968	913	977	1,072	1,160	1,183	1,197
	10～14歳	1,041	978	932	996	1,092	1,180	1,202
	15～19歳	1,054	1,050	997	952	1,016	1,111	1,199
	20～24歳	1,226	1,062	1,068	1,016	970	1,034	1,130
	25～29歳	1,444	1,243	1,100	1,106	1,054	1,008	1,072
	30～34歳	1,590	1,461	1,280	1,137	1,143	1,091	1,046
	35～39歳	1,634	1,605	1,517	1,336	1,194	1,200	1,149
	40～44歳	1,728	1,646	1,658	1,570	1,391	1,249	1,256
	45～49歳	1,345	1,735	1,694	1,707	1,620	1,442	1,302
	50～54歳	1,376	1,350	1,766	1,727	1,740	1,654	1,479
	55～59歳	1,885	1,373	1,347	1,758	1,721	1,735	1,650
	60～64歳	2,427	1,857	1,359	1,334	1,737	1,703	1,716
	65～69歳	2,344	2,347	1,807	1,330	1,305	1,697	1,663
	70～74歳	1,685	2,194	2,206	1,707	1,259	1,235	1,607
	75～79歳	1,101	1,505	1,976	2,002	1,562	1,156	1,129
80～84歳	799	910	1,255	1,670	1,710	1,352	1,000	
85～89歳	540	579	666	933	1,266	1,319	1,050	
90歳以上	263	362	436	523	706	978	1,141	
年齢区分別 小計	(再掲)0～14歳	2,912	2,848	2,962	3,209	3,415	3,540	3,557
	(再掲)15～64歳	15,709	14,381	13,786	13,643	13,586	13,230	12,999
	(再掲)65歳以上	6,732	7,897	8,348	8,166	7,809	7,737	7,591
	(再掲)75歳以上	2,704	3,356	4,335	5,129	5,245	4,806	4,320



# 第2期野木町総合戦略

野 木 町





# 目次

第1章 野木町総合戦略の策定にあたって.....	1
1. 目的.....	1
2. 計画期間.....	1
3. 構成.....	2
4. 策定体制.....	3
5. PDCAサイクル.....	3
第2章 第2期野木町総合戦略.....	4
1. 第2期野木町総合戦略の構成.....	4
2. 横断的目標.....	5
3. 基本目標・基本的方向及び取組内容.....	6
【基本目標1】 稼ぐ地域をつくり、安心して働けるようにする.....	6
【基本目標2】 人を呼び込み、新しいひとの流れをつくる.....	9
【基本目標3】 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる.....	13
【基本目標4】 ひとが集い、安心して暮らすことができる地域をつくる.....	16
参考資料.....	19
①Society5.0 とは.....	19
②SDGs とは.....	20

# 第1章 野木町総合戦略の策定にあたって

## 1. 目的

我が国の人口は、2008年をピークに急速に減少し、加速度的な少子高齢化社会への進展と、東京圏への人口の一極集中が社会課題となっています。

本町においては、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）」に基づき、平成27年度に「野木町人口ビジョン」「野木町総合戦略（以下「第1期戦略」という。）」を策定し、雇用の創出、新しい人の流れの創出、結婚・妊娠・出産への支援、時代にあった地域づくりや地域との連携等を軸に、本町における地方創生の取り組みを推進してきました。

しがしながら、人口減少・少子高齢化や出生数の減少は否めない状況が続いており、近年では、情報化社会の加速化や、世界的な目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」への取り組み推進が求められるなど、時代の潮流に合った施策の展開を行いながら、人を呼び込み、地域経済の活性化を図る必要があります。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、今後新たに発生する可能性のある感染症への対策を的確に講じる必要があります。

このような中、引き続き本町の魅力を最大限活かしながら、町民生活の安全・安心を確保し、将来にわたって活力ある地域経済をつくりあげるため、第1期戦略を踏襲しながら、次世代に向けた新たな地方創生に取り組むための戦略として、「第2期野木町総合戦略」を策定しました。

## 2. 計画期間

「野木町総合戦略」の計画期間は、当初の令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

計画名		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
第8次 野木町総合計画	基本構想	10年間										
	基本計画	前期：5年間					後期：5年間					
野木町総合戦略		第1期（H27～R2）：6年間※					第2期（R3～R7）5年間					
野木町国土強靱化地域計画		6年間										

※ 第1期野木町総合戦略は、当初の計画期間は平成27年度から令和元年度であったが、「野木町総合計画」との整合性を図るため、計画期間を1年間延長し、令和2年度末までの6年間を計画期間とした。

### 3. 構成

まち・ひと・しごと創生法に基づき、「第2期野木町総合戦略」の構成は、以下のとおりです。

横断的目標	全ての基本目標に係る横断的な基盤
基本目標	野木町の実情を踏まえた政策分野ごとの基本目標
基本的方向	基本目標の達成に向けた取組の基本的方向
取組内容と重要業績 評価指標（KPI）	計画期間に実施する取組と重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）：Key Performance Indicatorの略  
施策ごとの進捗状況を検証するため設定する指標

なお、国の第2期総合戦略においては、以下の横断的な目標及び基本目標が掲げられており、「第2期野木町総合戦略」においては、次のとおり横断的な目標及び基本目標を設定します。

#### 【国】

横断的な 目標	1. 多様な人材の活躍を推進する			
	2. 新しい時代の流れを力にする			
基本目標	1. 稼ぐ地域をつくるとともに、 安心して働けるようにする	2. 地方とのつながりを築き、 地方への新しいひとの 流れをつくる	3. 結婚・出産・子育ての 希望をかなえる	4. ひとが集う、安心して 暮らすことができる 魅力的な地域をつくる

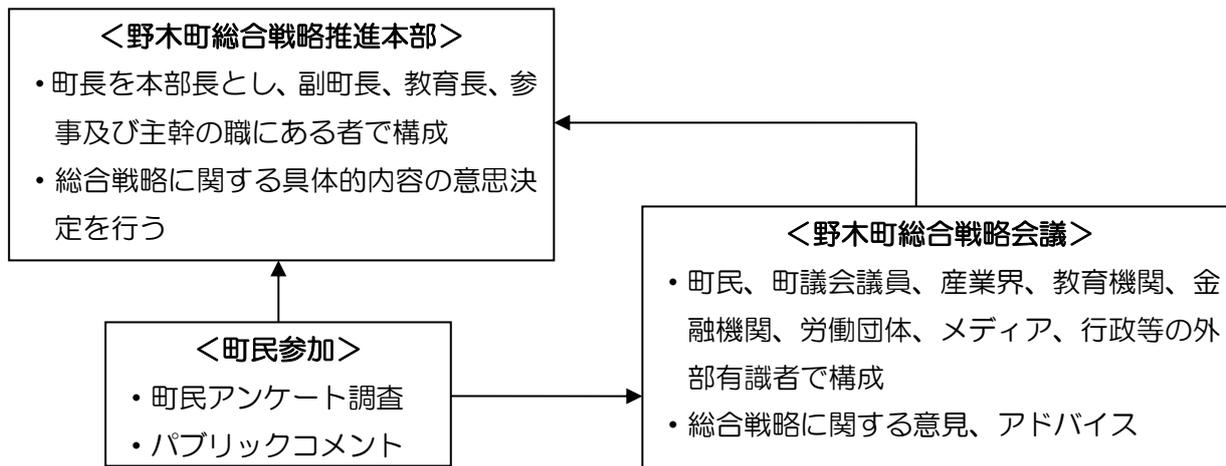
#### 【野木町】

横断的 目標	新しい時代の流れを力にする			
基本目標	1. 稼ぐ地域をつくり、 安心して働けるようにする	2. 人を呼び込み、 新しいひとの流れをつくる	3. 結婚、妊娠・出産、子育ての 希望をかなえる	4. ひとが集い、安心して暮らすこと ができる地域をつくる

#### 4. 策定体制

「第2期野木町総合戦略」の策定にあたっては、外部有識者で構成された野木町総合戦略会議での意見やアドバイス、町民アンケートの結果を基に、全庁体制による野木町総合戦略推進本部において具体的内容の検討を行いました。

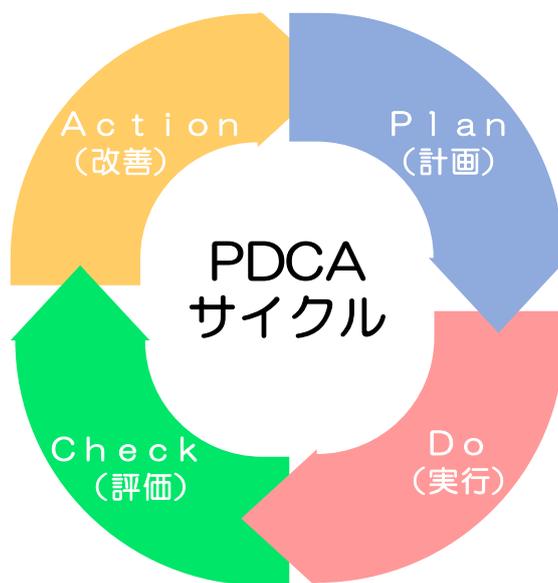
##### 【第2期野木町総合戦略策定体制】



#### 5. PDCAサイクル

まち・ひと・しごとの創生を実現するためには、策定 (Plan) した総合戦略を、着実に実施していく (Do) とともに、設定した数値目標等を基準に、実施した施策・事業の効果を検証し (Check)、必要に応じて総合戦略の改訂を行う (Action) という一連のプロセスを実施していく必要があります。

「第2期野木町総合戦略」についてもこの「PDCAサイクル」に基づき、総合戦略会議において検証を行い、適宜必要に応じた改訂を行うものとします。



## 第2章 第2期野木町総合戦略

### 1 第2期野木町総合戦略の構成

横断的目標	基本目標	基本的方向・取組内容
<p>新しい時代の流れを力にする</p> <p>○SDGsの実現に向けた持続可能なまちづくり</p> <p>○Society 5.0の推進</p> <p>・未来技術の活用推進</p> <p>・ICTを活用した住環境の構築</p> <p>・SDGsの取り組み推進</p>	<p>1. 稼ぐ地域をつくり、安心して働けるようにする</p> <p>【関係するSDGsの目標】</p> 	<p>1-1 企業誘致の推進と創業支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>企業誘致の推進</li> <li>人と企業のマッチング</li> <li>創業への支援</li> </ol> <p>1-2 農業の活性化と人材の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>担い手の育成</li> <li>農地集積や基盤整備による経営規模の拡大</li> <li>農産物のブランド力強化</li> </ol> <p>1-3 多様な人材の活躍推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>働きたい人への就業支援</li> <li>NPO法人等の設立支援と人材の確保・育成</li> <li>アクティブシニアの活躍推進</li> </ol>
	<p>2. 人を呼び込み、新しいひとの流れをつくる</p> <p>【関係するSDGsの目標】</p> 	<p>2-1 自然・歴史・文化等の魅力ある地域資源の活用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>魅力ある観光資源の活用</li> <li>田園風景・平地林等の保全と利活用</li> <li>伝統継承の支援</li> </ol> <p>2-2 人の流れの創出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移住・定住・U I J ターンの推進</li> <li>関係人口の創出</li> <li>まちなかの活性化</li> </ol> <p>2-3 野木町の魅力のブランド化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>野木ブランドの創出と育成</li> <li>郷土愛の醸成</li> </ol> <p>2-4 特色ある教育環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>幼保小中連携の促進</li> <li>ICTを活用した教育の推進</li> <li>グローバル化に対応した教育の推進</li> </ol>
	<p>3. 結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる</p> <p>【関係するSDGsの目標】</p> 	<p>3-1 結婚に向けての支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>結婚に向けての支援</li> </ol> <p>3-2 妊娠・出産に向けての支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>妊娠に向けての支援</li> <li>出産に向けての支援</li> </ol> <p>3-3 子育て環境の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯への総合支援</li> <li>子育てと仕事の両立支援</li> <li>家庭教育の支援</li> </ol>
	<p>4. ひとが集い、安心して暮らすことができる地域をつくる</p> <p>【関係するSDGsの目標】</p> 	<p>4-1 町民の手による地域づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ふれあいの地域づくり</li> <li>協働のまちづくり</li> <li>地域で活躍する人材の育成</li> </ol> <p>4-2 安全安心のまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安心して住みよいまちづくり</li> <li>地域防災の促進</li> <li>新しい生活様式の推進</li> </ol> <p>4-3 他自治体等との連携強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>関東どまんなかサミット会議における連携事業の推進</li> <li>小山地区定住自立圏の取り組みの推進</li> <li>渡良瀬遊水地を有する自治体との連携事業の推進</li> <li>他自治体等との連携事業の推進</li> </ol>

## 2 横断的目標

### 新しい時代の流れを力にする

#### 1. Society5.0の推進

未来技術を町の特性に応じて有効に活用することで、町が抱える課題を解決するだけでなく、町の魅力向上を目指す。

また、町内のデジタル化の推進を強化することにより公共施設のLAN整備や、町民のテレワークの促進等を図る。

#### 1. 未来技術の活用推進

行政運営におけるICT利活用の需要が高まるなか、行政のデジタル化を推進し、行政運営の効率化・高度化の実現を図る。

また、業務の効率化と町民サービスの充実化を図るため、未来技術の活用を検討する。

#### 2. ICTを活用した住環境の構築

行政手続きの電子化や、公共施設でのLAN整備を促進させる。

また、町民のテレワークを推進するための環境整備を検討する。

#### 2. SDGsの実現に向けた持続可能なまちづくり

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題に統合的に取り組む。

#### 1. SDGsの取り組み推進

町の各施策でSDGsの理念を取り込み、持続可能なまちづくりを目指す。

また、本町の特性であるコンパクトさを活かし、役場組織や関係機関とのパートナーシップにより、地域課題や町民の悩みに対してワンストップで取り組む。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
まちづくり（情報のまち）の満足度	（令和元年調査） 15.0%	（令和6年調査） 30.0%以上
持続可能なまちとしての町民の意向 （アンケート調査での市町村合併 反対意向）	（令和元年調査） 57.2%	（令和6年調査） 60.0%以上

### 3 基本目標・基本的方向及び取組内容

## 【基本目標1】 稼ぐ地域をつくり、安心して働けるようにする

#### ◆数値目標

指標	現状値	目標値
有効求人倍率（各月の平均値）	（令和元年度） 0.83倍	（令和7年度） 1.0倍を維持
町民一人あたりの所得金額	（令和元年度） 300万2千円	（令和7年度） 314万6千円

#### 【基本的方向】

##### 1-1 企業誘致の推進と創業支援

野木町における雇用の創出を図るため、新規企業の参入や既存事業所の拡大を支援する施策を充実させるとともに、創業への支援を行う。

#### 【取組内容】

##### 1. 企業誘致の推進

新たな産業団地の整備検討や、既存事業所の経営拡大支援を行う。また、町内企業の競争力強化を図るため、企業立地優遇制度のPRや活用支援を行う。

##### 2. 人と企業のマッチング

誘致した企業が円滑に操業し、雇用促進や技能・知識習得のための人材を確保するため、企業ニーズの把握や関係機関との情報交換を深めた効率的な雇用創出を図る。

##### 3. 創業への支援

野木町での創業を目指す方に対し、創業費用の一部補助を実施することにより、特に若者や女性の創業しやすい環境を整える。

また、空き店舗等のオフィスや商業店舗への転換に対する支援について研究する。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
町内事業所の雇用者数	（平成28年度） 8,892人	（令和7年度） 9,884人
創業費用補助利用件数	（令和元年度までの累計） 3件	（令和3年度～令和7年度までの 5年間で） 6件

## 【基本的方向】

### 1-2 農業の活性化と人材の確保

本町の特性を活かした農産物の産地化を図るため、農業を担う人材の育成、生産拡大や効率化のための基盤整備及び農産物のブランド力強化に取り組み、農業を活性化させることで雇用の創出を図る。

## 【取組内容】

### 1. 担い手の育成

農業体験事業等を実施することにより、農業への理解を深める機会を創出する。

また、新規就農者に対する補助制度を実施や、町内担い手との情報共有によるきめ細やかな就農支援を行うことで、新たな農業の担い手を育成する。

### 2. 農地集積や基盤整備による経営規模の拡大

担い手への農地集積及び圃場整備等により経営規模の拡大を図り、生産性を向上させることで、安定した経営基盤を構築し、雇用に創出する。

### 3. 農産物のブランド力強化

農産物のブランド化及び6次産業化による、高付加価値化を推進し、事業を拡大することで雇用に創出する。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
認定新規就農者数	(令和2年度) 1人	(令和3年度～令和7年度までの5年間で) 5人増
町の農業算出額	(平成30年度) 19.1億円	(令和7年度) 22億円

## 【基本的方向】

### 1-3 多様な人材の活躍推進

移住を希望する方や、働くことを希望している若者、女性、高齢者、障がい者、子どもを持つ保護者など多様なニーズに対応した雇用を創出するための環境を整備する。

また、幅広い世代の町民が多様な分野で活躍することができる環境づくりを行う。

## 【取組内容】

### 1. 働きたい人への就業支援

働きたい人に対し、雇用関連情報の提供を行うためのセミナーや関係団体との連携を図る。

また、移住を希望する方に対して、町の魅力等に合わせ町内雇用関連情報を提供することにより、移住後の就労に対する不安の解消と移住の後押しを組み合わせ、就業支援策の提供を行う。

### 2. NPO 法人等の設立支援と人材の確保・育成

町民が多様な分野で活躍できるよう、ボランティア支援センター「きらり館」を拠点としたNPO・ボランティア団体等の新規設立の支援及び各種団体の相互交流による活動の活性化等を図ることより、町民がより地域に愛着を持つような環境づくりを行う。

### 3. アクティブシニアの活躍推進

高齢者の知識や技術、経験を生かし、就業や地域貢献につなげるためのシステムを構築する。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
NPO法人等の設立支援数	(令和元年度) 1 団体	(令和3年度～令和7年度の5年間で) 累計7団体以上の設立を目指す
高齢者の就業率	(平成27年度) 22.96%	(令和7年度) 25.0%

## 【基本目標2】人を呼び込み、新しいひとの流れをつくる

### ◆数値目標

指標	現状値	目標値
流入（移住・交流）人口	（令和元年度） 204,736人	（令和7年度） 232,000人
野木町を暮らしやすいと感じている町民の割合	（令和元年調査） 76.4%	（令和6年調査） 80.0%以上

### 【基本的方向】

#### 2-1 自然・歴史・文化等の魅力ある地域資源の活用

野木町にある自然・歴史・文化等の魅力ある地域資源の活用により、観光・レクリエーション機能の強化を図り、野木町への来訪者数の増加を目指す。

### 【取組内容】

#### 1. 魅力ある観光資源の活用

野木町煉瓦窯、渡良瀬遊水地及びその周辺においては、野木駅等からのアクセスの向上を図るとともに、各種体験型のイベント等を開催するなど、その魅力を広く発信し、観光拠点エリアとして整備・活用していく。

また、季節に合わせた様々なイベントや地域の祭りの知名度向上や、イベント内容の充実を図ることにより、町内の経済活性化を促進させる。

#### 2. 田園風景・平地林等の保全と活用

本町の自然豊かな景観を織りなすのどかな田園風景や平地林等を保全・活用することにより、本町に魅力を感じる人を創出する。

#### 3. 伝統継承の支援

各地域で伝わる伝統行事を再発見し、高齢者から若い人に文化を継承していく取り組みを支援する。また、新しく伝統となりうる文化を創出する。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
観光入込客数	（令和元年度） 202,736人	（令和7年度） 231,000人
野木町の魅力の町外へのPR活動数	（令和元年度） 11件	（令和7年度） 20件

## 【基本的方向】

### 2-2 人の流れの創出

野木町で暮らすことの魅力について、広く情報を発信するとともに、移住・定住者への生活支援や空き家等の活用を行うことで、移住・定住者の増加を目指す。また、町外から継続的に町と関わりを持つ「関係人口」の創出により、町民活動の活性化等を図る。

さらに、町の中心市街地の再構築による町外からの誘客促進や、地域経済の活性化を図る。

## 【取組内容】

### 1. 移住・定住・U I Jターンの推進

東京圏に近い恵まれた立地条件と、コンパクトかつ自然豊かで、安全・安心な子育てしやすい町の魅力や空き家情報等を様々なメディアを活用し広く発信することで、移住・定住希望者やU I Jターンの増加を図る。

また、移住・定住助成制度、税制優遇制度等による生活支援を実施することにより、移住・定住・U I Jターンの推進を図る。

### 2. 関係人口の創出

魅力ある町の地域資源を活用する施策を展開し、町民活動の活性化や新たな雇用を創出することにより、町の活力維持や発展に繋がる人材となる「関係人口」の創出を図る。

また、関係人口となる人材が町民と交流することで、地域の担い手として活躍し、将来的な移住・定住者の増加に繋がる取り組みを推進する。

### 3. まちなかの活性化

駅周辺の空き地や空き店舗を活用し、活力と賑わいあふれる中心市街地に再構築することで、若者の移住・定住を促進し、まちなかの活性化を図る。

また、町外からの誘客の促進、地域経済の活性化に向けた取り組みを行う。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
人口の社会増減数	(平成27年度～令和元年度の5年間で) 125人の転入超過	(令和3年度～令和7年度の5年間で) 545人の転入超過
定住促進補助金申請件数	(令和元年度までの累計) 393件	(令和7年度までの累計) 800件
町の休日の滞在人口率	(令和元年度) 92.3%	(令和7年度) 95%以上

## 【基本的方向】

### 2-3 野木町の魅力のブランド化

野木町を対外的にPRするためのイメージ戦略として、「野木ブランド」を創出・育成することで、野木町の魅力を発信する。また、野木町の暮らしに誇りを持てるよう郷土愛を醸成する。

## 【取組内容】

### 1. 野木ブランドの創出と育成

野木町が持つ魅力的な地域資源を活用した「野木ブランド」として創出、育成するための支援を行う。

また、「野木ブランド」を町内外に広く発信し、普及させることにより、本町の魅力の発信と地域経済の発展を図る。

### 2. 郷土愛の醸成

生まれ育ったふるさとを誇りに思い、野木町に住み続けたいと思える心を育てる。

また、野木町出身者のふるさと回帰に対する意識の醸成を図り、将来的な野木町への移住・定住者の増加を図る。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
野木ブランド認定件数（累計）	（令和元年度） 17件	（令和3年度～令和7年度の 5年間で） 22件
10代～50代の住民で、野木町に住み続けたい、住み続けると思う人の割合	（令和元年度調査） 69.91%	（令和6年度調査） 80.0%以上

## 【基本的方向】

### 2-4 特色ある教育環境づくり

特色ある教育環境を整備することで、学力のみならず体と心の健やかな成長を支援する。

## 【取組内容】

### 1. 幼保小中連携の促進

コンパクトな本町の特色を活かし、学びの連続性・一貫性を図り、幼保小中間の連携の充実を図る。さらに、児童生徒の基礎学力の定着を図ると共に、心身の調和のとれたバランスのよい教育活動や社会の変化に対応できる教育を充実させる。

### 2. ICT を活用した教育の推進

情報化社会に即応する児童生徒を育成するため、「野木町 GIGA スクール構想の実現に向けた計画」に基づき、情報端末(PC・タブレット等)を整備し、情報化社会に即した教育環境を実現する。

### 3. グローバル化に対応した教育の推進

早期英語教育を充実させ、児童生徒の語学力の向上や外国への理解を深める。

## 【重要業績評価指標 (KPI)】

指標	現状値	目標値
まちづくり（教育のまち）の満足度	(令和元年調査) 34.5%	(令和6年調査) 40.0%以上

## 【基本目標3】結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえる

### ◆数値目標

指標	現状値	目標値
15歳～49歳の人口の社会増減数	(平成27年度～令和元年度の5年間で) 54人の転出超過	(令和3年度～令和7年度の5年間で) 450人の転入超過

### 【基本的方向】

#### 3-1 結婚に向けての支援

結婚を前向きにとらえる意識の醸成を図るため、出会いの場の提供や、関係機関との連携により相談窓口の機能充実を図る。

### 【取組内容】

#### 1. 結婚に向けての支援

各種イベント等により出会いの場を提供し、結婚を見据えた若者の交流を支援するとともに、関係機関と連携し相談窓口の機能充実を図ることより、未婚者が結婚を前向きにとらえる意識の醸成を図る。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
婚姻件数	(平成30年度) 79件	(令和7年度) 95件

## 【基本的方向】

### 3-2 妊娠・出産に向けての支援

妊娠から出産に向けての各種施策を実施し、切れ目なく支援することにより、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを行う。

## 【取組内容】

### 1. 妊娠に向けての支援

妊娠に関する不安や悩みの相談体制の充実や不妊治療への支援を行うことにより、安心して妊娠できる環境を整える。

### 2. 出産に向けての支援

妊婦の一般健診の補助等を行うことで、安心して出産ができる環境を整える。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
新生児出生数	(令和元年度) 153人	(令和3年度～令和7年度の5年間で) 1,050人 (210人/年×5年)

## 【基本的方向】

### 3-3 子育て環境の充実

子育てに係る経済的支援や、子育てと仕事の両立支援、家庭教育に対する支援を充実させることで、安心して子育てができる環境づくりを行う。

## 【取組内容】

### 1. 子育て世帯への総合支援

子育てに係る経済的負担が軽減するよう、子育て世帯に対し経済的な支援を行う。

また、保護者が安心して子育てできるよう、保育・学童保育定員の拡充、各種保育サービスの提供等により、多様化する保育ニーズに対応を図る。

### 2. 子育てと仕事の両立支援

子育て中の就業の要望に応えるため、子育てと仕事が両立できる環境を整備するとともに、ワークライフバランスを推進する。

### 3. 家庭教育の支援

関係機関との横断的な連携によるきめ細やかな支援体制により、子育てや教育などの悩みや課題を抱える家庭へ寄り添い、適切な支援を行う。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
まちづくり（子育てのまち）の満足度	（令和元年調査） 26.8%	（令和6年調査） 35.0%以上

## 【基本目標4】ひとが集い、安心して暮らすことができる地域をつくる

### ◆数値目標

指標	現状値	目標値
野木町に住み続けたい、住み続けると思う人の割合	(令和元年調査) 74.6%	(令和6年調査) 90.0%以上

### 【基本的方向】

#### 4-1 町民の手による地域づくり

町民が、主体的に地域づくりを行えるよう、環境整備や、活動支援を行う。

### 【取組内容】

#### 1. ふれあいの地域づくり

分館や自治会などの活動を支援することにより、地域コミュニティをより活発化させ、地域が自ら考え、行動できる環境をつくる。

また、世代間の交流の場として、町民が集い、憩うとともに、来訪者への情報提供の機能を備えたふれあいの拠点づくりを行う。

#### 2. 協働のまちづくり

町民が主体的に行うまちづくり活動等を支援することにより、協働によるまちづくりを推進する。

#### 3. 地域で活躍する人材の育成

各地域での様々な課題を解決するために、総合サポートセンター「ひまわり館」において、地域で中心となって活躍できる人材を養成し、町民が共に支え合う地域づくりを目指す。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
まちづくり（ふれあいのまち）の満足度	(令和元年調査) 24.8%	(令和6年調査) 30.0%以上
ひまわり館での人材育成講座受講者数	(令和元年度) 221人	(令和7年度) 300人以上を維持

## 【基本的方向】

### 4-2 安全安心のまちづくり

災害の少ない本町の地理的優位性を活かし、町民が安全・安心して生活できるよう、あらゆる大規模災害を想定しながら、町の防災対策を強化する。

## 【取組内容】

### 1. 安心で住みよいまちづくり

災害や防犯、交通など、安全・安心のまちづくりの施策に関係機関と連携しながら積極的に取り組み、町民が安心で住みよいまちづくりを推進する。

また、災害が少ない町という特性を情報発信することにより、町民が将来に渡って住みたいと思いを続ける意識の創出や、移住希望者の創出を図る。

### 2. 地域防災の促進

町民に対して自助、互助・共助および公助の理念の定着を図るため、新たな自主防災組織の設立・育成の支援や、発災時に地域内で助け合う体制づくりを推進する。

### 3. 新しい生活様式の推進

新型コロナウイルスや、今後新たに発生する可能性のある感染症への対策として、町民や町民と接触する人、さらに地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において自身の生活にあった「新しい生活様式」の実践に向けた取り組みを推進する。

## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
まちづくり（安全・安心のまち）の満足度	（令和元年調査） 32.3%	（令和6年調査） 35.0%以上
新しい生活様式を実践する町民の割合（アンケート調査）	未調査	（令和6年調査） 90.0%以上

## 【基本的方向】

### 4-3 他自治体等との連携強化

隣接する自治体等と広域的に連携することで、効率的な行政運営を推進する。  
また、各種協定を結んだ自治体等と、連携して事業を推進する。

## 【取組内容】

### 1. 関東どまんなかサミット会議における連携事業の推進

公共施設の相互利用を始めとした関東どまんなかサミット会議の連携事業を積極的に推進する。

### 2. 小山地区定住自立圏の取り組みの推進

小山地区定住自立圏で連携・協力が想定される「生活機能の強化に関する取組」、「結びつきやネットワーク強化に関する取組」「圏域マネジメント能力の強化に関する取組」を推進する。

### 3. 渡良瀬遊水地を有する自治体との連携事業の推進

渡良瀬遊水地を有する自治体と、イベントやレンタサイクルの共有化等の連携事業を推進する。

### 4. 他自治体等との連携事業の推進

ひまわりサミット、女性町長サミット、災害協定、煉瓦窯関連団体など、他自治体等との連携事業を推進する。

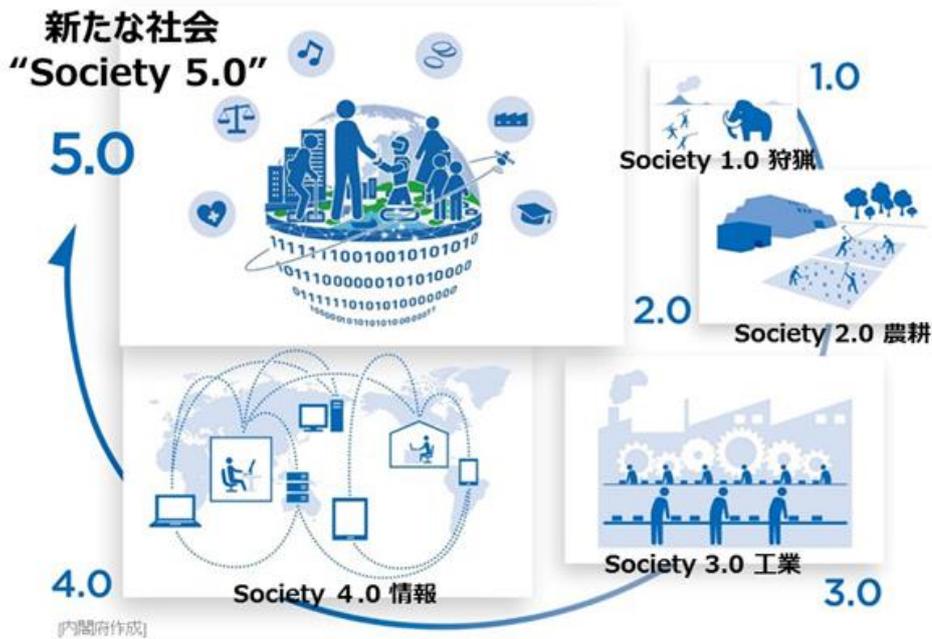
## 【重要業績評価指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
他自治体等との連携事業数 (協定・宣言等)	(令和元年度までの累計) 72件	(令和3年度～令和7年度の5年間で) 累計84件
小山地区定住自立圏共生ビジョン に掲げる事業のうち達成または概 ね達成の割合	(令和元年度) 76.6%	(令和6年度) 85.0%

## 【参考資料】

### ①Society5.0とは

狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術計画において、我が国が目指すべき社会の姿として提唱されました。



Society5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、様々な社会課題や困難を克服します。



## ②SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



### SDGs 17の目標

- |  |
|--|
| 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる  |
| 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する   |
| 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する  |
| 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する  |
| 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う  |
| 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する  |
| 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する                                       |
| 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する               |
| 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る                               |
| 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する  |
| 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する  |
| 12. 持続可能な生産消費形態を確保する   |
| 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる   |
| 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する   |
| 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する       |
| 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する |
| 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する                                       |